

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領

1 趣旨

県が実施する物品調達・委託役務業務に係る公募型プロポーザルの事務については、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）及び公募型プロポーザル方式に係る実施要綱（令和5年3月施行）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 対象

この要領の対象となる契約は、次の契約に係るもので公募型プロポーザルに付すものとする。

ア 物品の購入、修繕、借受け、売払い及び交換

イ 委託・役務業務（建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第2条に定める建設工事、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成11年4月1日制定）第2条に定める業務及びアを除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。）

3 公募型プロポーザルの要件

公募型プロポーザルを実施する場合は、次の全ての要件を満たす必要があるものとする。

- (1) 高度な知識、専門的な技術や創造性、構想力を必要とすること。
- (2) 事業者からの提案に基づく事業内容（仕様）とする方が優れた成果が期待できること。
- (3) 契約目的を達成するための複数の手段が想定され、様々な提案が期待できること。

4 公募型プロポーザル選定委員会

- (1) 公募型プロポーザルを行おうとするときは、公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置しなければならない（参考資料1参照）。
- (2) 選定委員会は、5名以上の委員で構成することとする。ただし、合理的な理由により、これによりがたい場合は、この限りではない。
- (3) 選定委員会を構成する委員に発注部局※1以外の部局※1の職員又は県の機関※2以外の有識者※3を1名以上含めなければならない。
- (4) 県の機関以外の有識者を委員とする場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関となるため、広島県附属機関設置条例（平成26年広島県条例第3号）の関係規則等に従い事務を行い、選定委員会での審査の内容と利害関係がない者を選任しなければならない。
- (5) 委員の構成については、事業規模、事業期間、後年度への影響を十分に考慮し決定しなければならない。

5 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1) 公募型プロポーザル参加資格要件として、第2項アに係るものについては次のア及びイの事項、同項イに係るものについては次のアからウの事項を定めるものとする。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

- イ 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、県の指名除外を受けていないこと。
- ウ 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (2) 前号に加え、公募型プロポーザル参加資格要件として、次の事項を定めるものとする。
 - ア 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - イ 発注する契約において必要となる場合、その許可、認可等を受けていること。
- (3) 前号に代えて、公募型プロポーザル参加資格要件として、次の事項のいずれかを定めることができるものとする。
 - ア 発注に対応する契約種目について、施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によりあらかじめ知事が定めた競争入札参加資格の認定（以下「認定」という。）を受け、その有効期間を経過していないこと。
 - イ アに定める事項と同等と知事が認める許可、認可等を受けていること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、契約の性質、目的等に応じ、公募型プロポーザル参加資格要件として、次の事項を定めることができる。
 - ア 業務を行うための一定の資格を有すること。
 - イ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。
 - ウ 発注する業務について一定の実績を有すること。
 - エ 本社、支社、営業所等を一定の地域に有すること。
 - オ アからエまでのほか、必要と認める事項

6 評価基準

- (1) 評価基準は、業務の目的・内容により必要となる技術的要件や経費等について評価項目を設定し、各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。
- (2) 前号に定める評価項目には、提案者が必ず満たさなければならない項目を設定し、当該項目を満たさない場合は失格とする旨定めることができる。
- (3) 評価基準には、企画提案内容の水準を確保するため、評価基準に基づく各評価項目の配点の合計の100分の60以上の点を最低基準点として設定しなければならない。ただし、これによりできないやむを得ない理由がある場合は、契約・調達管理課に協議の上、これと異なる最低基準点を設定することができる。
- (4) 評価基準は、選定委員会の審査を経て定め、あらかじめ公表するものとする（参考資料2参照）。

7 選定方法

- (1) 選定は、提案書の内容を前項の評価基準により評価する方法により行うものとする。また、必要に応じて提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングを行うものとする。
- (2) 前号の行為は、選定委員会において行うものとする。
 - ただし、ヒアリングについては、必要がある場合は、客観的な事実確認など必要最小限の内容について、選定委員会以外においても実施できるものとする。
- (3) 公平、公正な審査のため、選定委員に対して参加事業者を特定されることのないよう、審査において必要な資料、情報のみを提示するものとする。

8 公告

- (1) 公告は、広島県のホームページへの掲載及び構内掲示板への掲示等により行うものとする。
- (2) 契約担当職員が必要と認める場合は、前号に定める方法に加え、その他の方法により公告することができる。
- (3) 公告する事項は、次の事項とする。
 - ア 公募型プロポーザルに付する事項
 - イ 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格
 - ウ 提案書の提出場所及び提出期限
 - エ 最優秀提案者の決定方法
 - オ 契約保証金に関する事項
 - カ 公募型プロポーザルに参加する方法
 - キ アからカまでのほか、契約担当職員が必要と認める事項
- (4) 公告の標準的な文例は、別記様式第1号のとおりとする。
- (5) 公告日を決定する場合は、提案書作成期間、公募型プロポーザル参加資格確認申請の受付期間、質問期間等に十分配慮するものとする。

9 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付又は閲覧

- (1) 契約担当職員は、当該公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「公募型プロポーザル参加希望者」という。）に対し、公告に定める期間に、公告に定める方法により、公募型プロポーザル説明書（別記様式第2号）を交付するものとする。
- (2) 当該公募型プロポーザルに係る仕様書及び図面は、公告に定める期間に交付し、又は閲覧に供するものとする。
- (3) 仕様書又は図面に対する質問は、仕様書等に対する質問書（別記様式第3号）によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧等により公募型プロポーザル参加希望者全員に周知する。ただし、現場説明等の説明会を行う場合はこの限りでない。
- (4) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等は、公告と併せ、ホームページへ掲載するものとする。ただし、次の場合は、仕様書等の全部又は一部を掲載しないことができる。
 - ア 図書や大量の紙媒体であるなどの理由により、ホームページへ掲載するためのデータ化が困難と判断される場合
 - イ 秘匿性のある内容を含むため、ホームページへの掲載が不適当であると判断される場合
 - ウ その他、正当な理由により、契約担当職員がホームページへの掲載が不適当と判断した場合

10 説明会

契約担当職員は、当該契約の性質、目的等により、特に必要があると認めるときは、公募型プロポーザル説明書、仕様書及び図面の内容について、説明会を実施することができる。

11 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

- (1) 公募型プロポーザル参加希望者は、公告に定める期限までに、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別記様式第4号）を契約担当職員に、持参、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項

に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。)又は電子メールにより提出しなければならない。

- (2) 郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。
- (3) 公募型プロポーザル参加希望者は、公告に定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、必要な書類を公募型プロポーザル参加資格確認申請書に添付しなければならない。
- (4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び前号に定める必要な書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- (5) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書等は、これを参加希望者に無断で当該公募型プロポーザルの目的以外に使用してはならない。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外をすることがある。

12 公募型プロポーザル参加資格要件の確認

契約担当職員は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の内容を審査し、当該公募型プロポーザル参加資格要件に適合しているか確認するものとする。

13 公募型プロポーザル参加資格要件の確認結果の通知

- (1) 公募型プロポーザル参加資格要件の適否を確認したときは、公告に定める期限までに、公募型プロポーザル参加希望者にその者に係る確認結果を公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。
- (2) 前号の場合において、公募型プロポーザル参加資格要件に適合しないとされた者に対しては、その理由を記載するものとする。

14 無資格者への理由説明

契約担当職員は、公募型プロポーザル参加希望者のうち、公募型プロポーザル参加資格要件に適合しないとされた者の求めがあれば、その理由を説明するものとする。

15 議事録の作成等

- (1) 契約担当職員は、選定委員会終了後、議事録を作成するものとする（参考資料3参照）。
- (2) 議事録は、原則として個人情報その他広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第10条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記載されていないことを十分にチェックした上で、全過程の選定委員会が終了した後、速やかに閲覧に供し、ホームページに掲載するものとする。
- (3) 前号による公表は、議事録に代えて、別に議事要旨を作成し行うことができるものとする（参考資料3参照）。
- (4) 選定においては、各評価項目の評価値とともに、各選定委員の評価の観点等を記録するものとする（参考資料4参照）。
- (5) 公募型プロポーザル選定委員会が知事の附属機関である場合は、議事等の公開に係る取扱いには知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年広島県規則第75号）によるものとする。

する。

- (6) 県議会等への説明の必要性については、各契約担当職員において、適宜、判断するものとする。

16 公募型プロポーザル結果等の公表

契約担当職員は、公募型プロポーザルの選定結果及び公募型プロポーザル参加者の評価基準に基づく評価値を別記様式第6号の1及び別記様式第6号の2により、全過程の選定委員会が終了した後、速やかに閲覧に供し、ホームページに掲載するものとする。

17 最優秀提案者の決定

- (1) 契約担当職員は、第6項第2号及び第3号の規定により定めた要件を満たし、かつ、選定委員会において最も高い評価値を得た者を最優秀提案者として決定する。
- (2) 契約担当職員は、最優秀提案者を決定した場合は、その者に対して提案書の決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

18 契約結果の公表

契約担当職員は、入札及び契約に係る情報の公表に関する要領（平成18年12月15日制定）の規定により契約結果を閲覧に供する。

19 契約の相手方となった者への対応

- (1) 最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、第5項第3号アに規定する認定を受けるものとする（すでに発注に対応する契約種目について、第3号アに規定する認定を受けている者を除く。）。
- (2) 契約担当職員は、契約の相手方となった者に対し、前号の認定を受けるよう促すものとする。

20 非選定者への通知

- (1) 契約担当職員は、提案書を提出した者のうち最優秀提案者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨を提案書の非選定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。
- (2) 契約担当職員は、非選定者の求めがあれば、その理由を説明するものとする。

21 評価内容の担保等

- (1) 契約の相手方となった者の提出した提案書の内容は、発注者からの指示がない限り原則全て履行しなければならない。
- (2) 業務の履行確認及び検査に当たっては、契約の相手方となった者の提出した提案書の内容の履行状況について確認するものとする。

22 提案書を提出した者が一であった場合の措置

- (1) 契約担当職員は、提案書を提出した者が一であった場合、その理由を調査し、最優秀提案者の決定後速やかに公募型プロポーザルの結果に係る報告書（別記様式第9号）により契約・調達管理課に報告しなければならない。

- (2) 前号に該当した場合において、当該公募型プロポーザルに係る手続が終了した後、同一の業務について再度公募型プロポーザルを実施するときは、公告日から公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出期限までの期間を30日以上としなければならない。ただし、これによることができないやむを得ない理由があると契約・調達管理課が認めたときは、この限りでない。

23 特例政令が適用される場合の特例措置等

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける場合の発注方法は、前各項の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 特例政令の適用を受ける調達案件について公募型プロポーザルを実施し、当該手続において決定した最優秀提案者と随意契約を締結する場合は、特例政令第11条第1項第1号を根拠とすることとなるため、競争入札ではこの事業の目的が達成できないという合理的な理由が有る場合に限り実施できるものとする。
- (2) 第5項第3号アの公募型プロポーザル参加資格要件については、公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出期限までに施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によりあらかじめ知事が定めた競争入札参加資格の認定の申請が受理された者は、要件を満たしているものとして扱う。
- (3) (2)により契約・調達管理課において競争入札参加資格審査の随時受付を行う必要があるため、「特定調達契約に係る競争入札参加資格の審査について（平成18年5月10日、平成22年4月1日通知）」に準じて契約・調達管理課へ公告文の写し等により、事前協議を行うこと。
- (4) 郵便等による提案書の提出及び見積書の提出については、これを認める。この場合において郵便等による提案書及び見積書の到達期限は、持参する場合の提出期日前の日時とすることができる。
- (5) 契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、別記様式第10号により、県報に登載する。
- (6) 契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容等について必要な記録を作成し、保管するものとする。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行し、同日以降において公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月11日から施行し、同日以降において公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行し、同年9月1日以降において公告を行うものから適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降において公告を行うものから適用する。
- 2 この要領の施行日前の手続において提案書を提出した者が一であった場合は、改正後の第20項第2号にいう「前号に該当した場合」とみなして、同号を適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以降において公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 1 日から施行し、同日以降において公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付することとしたので公告する。

令和 年 月 日

（契約担当職員）職名 氏 名

1 業務内容

(1) 業務名

〇〇〇〇〇

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

(4) 履行場所

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県〇〇局〇〇課（広島県庁〇〇庁舎〇〇階）

(5) 事業予算額

〇〇〇千円

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 〇〇法に基づく〇〇の許可（登録）を受けている者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県〇〇局〇〇課（広島県庁〇〇庁舎〇〇階）

電話（082）513-〇〇〇〇（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日（○）から令和〇〇年〇〇月〇〇日（○）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前（午後）〇〇時〇〇分

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前（午後）〇〇時〇〇分

ウ 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、〇〇業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「〇〇業務公募型プロポーザル提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 県の競争入札参加資格の認定

最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定を受けるものとする（すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。）。

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県〇〇局〇〇課（広島県庁〇〇庁舎〇〇階）

電話（082）513 - 〇〇〇〇（ダイヤルイン） ファクシミリ（082）〇〇〇 - 〇〇〇〇

メールアドレス 〇〇〇@pref.hiroshima.lg.jp

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

- (1) 業務の目的
(適切な提案書を作成するために必要となる業務全般に係る目的等を記載する。)
- (2) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (4) 予算額
〇〇〇千円

2 注意事項

- (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限
令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分
- (2) 仕様書等に対する質問書提出期限
令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分
- (3) 上記(2)に対する回答日等
令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。
- (4) 提案書提出場所及び期限
 - ① 提案書提出場所
広島県〇〇局〇〇課
 - ② 提案書提出期限
令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分
- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
 - ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
 - ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
 - ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
 - ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (6) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
 - ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県〇〇局〇〇課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、書面により行う。
- (8) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
☐適用 ☐適用なし

4 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- ☐ 契約書（案）
- ☐ 仕様書
- ☐ 仕様書等に対する質問書の様式
- ☐ 電子データの保存等に関する申出書
- ☐ 評価基準
- ☐ 公募型プロポーザル提案書作成要領

☐ その他 ()

【問い合わせ先】

広島県〇〇局〇〇課 担当〇〇

電話 082-513-〇〇〇〇 (ダイヤルイン)

仕様書等に対する質問書

令和 年 月 日

（ 契 約 担 当 職 員 ）
様

所 在 地
商号又は名称

担当者名		
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

業 務 名 :
(又は調達物品の名称、規格及び数量)

質 問 事 項	
------------------	--

公募型プロポーザル参加資格確認申請書

令和 年 月 日

（ 契 約 担 当 職 員 ）

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

（ 担 当 者 ）

（ 電 話 番 号 ）

（ F A X 番 号 ）

（ メールアドレス ）

令和 年 月 日付けで公告のあった次の公募型プロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、公募型プロポーザル参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 業 務 名：

（又は調達物品の名称、規格及び数量）

2 添付書類（ 有 ・ 無 ）

添付書類有の場合、書類名を記入

--

公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日

様

（ 契 約 担 当 職 員 ）

令和 年 月 日付けで申請のあった公募型プロポーザル参加資格確認申請について、確認結果を次のとおり通知します。

業 務 名 (又は調達物品の名称、規格及び数量)		
公 告 日		
公募型プロポーザル参加資格要件の適否	適 ・ 否	
	公募型プロポーザル参加資格要件に適合しないと認めた理由	

注 公募型プロポーザル参加資格要件に適合しないと通知された者は、広島県〇〇局〇〇課に対してその理由説明を求めることができます。この説明を求める場合は、令和 年 月 日までに、その旨を記載した書類を提出してください。

公募型プロポーザル結果一覧

業務名 (又は調達物品の名称、規格及び数量)			
業務場所 (又は納入場所)			
履行期間 (又は納入期限)			
公募型 プロポーザル 結果	商号又は名称	総合値	選定結果

※ 公募型プロポーザル参加者の「評価基準に基づく評価項目別の総合値」（別記様式第 6 号の 2）を作成し添付すること。

※ 「選定結果」欄は、決定された者の欄に◎を記載すること。

評価基準に基づく評価項目別の総合値

評価項目		配点	参加者別評価値		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
総合値（委員全員の評価値の合計）					

※ 別記様式第6号の1に添付すること。

※ 「評価項目」の「配点」欄には、あらかじめ公表した各評価項目の配点に委員数を乗じた数値を記載し、「参加者別評価値」欄には、各委員の評価値の合計値を記載すること。

※ 「総合値（委員全員の評価値の合計）」の「配点」欄には、配点の合計を記載し、「参加者別評価値」欄には、参加者別評価値の合計値を記載すること。

別記様式第7号（提案書の決定通知書）

提案書の決定通知書

令和 年 月 日

様

（ 契 約 担 当 職 員 ）

業務名（又は調達物品の名称、規格及び数量）：

令和 年 月 日付けで提案書を提出していただいたこの業務について、貴社の提案を最適であると認め、決定しました。

提案書の非選定通知書

令和 年 月 日

様

（ 契 約 担 当 職 員 ）

業務名（又は調達物品の名称、規格及び数量）：

令和 年 月 日付けで提案書を提出していただいたこの業務について、貴社の提案は選定されませんでした。

なお、選定されなかった理由について、広島県〇〇局〇〇課に対して説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、令和 年 月 日までに、その旨を記載した書類を提出してください。

令和 年 月 日

広島県知事様
（契約・調達管理課）

契約担当職員

公募型プロポーザルの結果に係る報告書

公募型プロポーザルを実施したところ、提案書を提出した者が一となったため、物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領第 22 項の規定により報告します。

業務名 (又は調達物品の名称、規格及び数量)			
業務場所 (又は納入場所)			
履行期間 (又は納入期限)			
手続の経過	公 告 日	令和 年 月 日 ()	
	参加資格確認申請期限	令和 年 月 日 ()	
	説 明 会 実 施 日	令和 年 月 日 ()	
	提 案 書 提 出 期 限	令和 年 月 日 ()	
同一業務の公募型プロポーザル 実施回数			
提案を求めた仕様の概要			
提案書を提出した者が 一となった経緯・理由			
今後の改善点			

※ 公告文、仕様書、評価基準、別記様式第 6 号の 1 「公募型プロポーザル結果一覧」及び別記様式第 6 号の 2 「評価基準に基づく評価項目別の総合値」を添付すること。

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条の規定によって公告する。

(契約担当職員) 職名 氏 名

特例政令第 11 条第 1 項第 1 号該当